

るものである。

### 工場 の 君 主 專 制

今日の資本家は、昔の大名が持つて居つた權威以上のものを持つて居る。昔の大名は幾千の労働者を毎日使役するだけの能力は無かつた。昔の大名は連年晝夜就業する工場組織を持たなかつたが、今日の資本家は幼年工と女工を一工場に十四時間も縛りつけて置、黄金の鎖を持つて居る。

昔の大名統治下では今日の工場で起るやうな負傷は起らなかつた。米國では一九一三年四週間以上の治療を要する工業上の負傷は驚く勿れ七十萬件であつた。此中二萬五千人は死ぬやうな負傷者であつた。

(コンモンズ、アンドキニ著労働法規論要略)

工場主は知事よりも権利が強い。知事は労働者を飢わしむることは出来ないが工場主は容易に幾千の職工を明日から飢わしむることが出来る。金は權威である。それで労働は一個の商品として市場に賣買せらるゝことになつて居る。それで、賃銀は勞力が電力と同一の相場にある時のみ相當の代價を支拂はれる。之を賃銀鐵則と云ふ。勞力が商品として取扱はるゝ間は、この市場の習俗は抜き難い。それで、この点に改造を加へんと試みたるものが國際労働規約の第一條である。『労働は商品にあらず』といふ約束である。でもし、此點が徹底して行くなれば今日の工場組織のやうに、たゞ工場主は職工を電力扱にして機械視する代りに人格として認め工場經營に於